

令和6年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

調書 番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
1	社会福祉法人	令和6年9月19日	法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	今年度は役員の改選時期となるため、監事の選任にあたっては、法令に基づき、現監事の過半数の同意を得るとともに、同意書を作成する。
	遊生会	実地	法人	評議員会の招集通知を理事会の決議前に発出していました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第181条及び社会福祉法施行規則第2条の12に基づき、理事会の決議により日時・場所及び議題等を決定し、招集通知には開催日時・場所及び議案等を記載して、開催の1週間前までに発出してください。	本年3月開催予定の評議員会からは、確実に指摘内容通りに対応する。
			法人	理事会の決議において、特別な利害関係を有する理事がいないことの確認が行われていませんでした。社会福祉法第45条の14第5項により、特別な利害関係を有する理事がいないことを確認し、記録に残してください。	次回開催の理事会から議事録に確実に記録として残す。
			法人	管理者の選任について、理事会の決議を経ませんでした。社会福祉法第45条の13第4項第3号に基づき、重要な役割を担う職員の選任については、理事会の決議を経てください。	今後管理者を変更する際は、必要に応じて書面開催（決議の省略）も活用しつつ、選任決議を行う。
			会計	令和5年度の補正予算に、まいらいふ赤塚建設に係るWAMからの借入、留学生への学費貸付が漏れていました。『平成31年3月29日社援基発0329第3号「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)』に基づき、必要な補正項目は予算書に計上してください。	次回以降、予算を補正した内容を確実にダブルチェックをして漏れないよう記載する。

令和6年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

調書 番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
2	社会福祉法人	令和6年9月19日	法人	理事・監事が、令和5年6月～12月まで選任されていませんでした。社会福祉法第44条第3項及び定款第15条に基づき、理事・監事は定められた員数を選任してください。	理事・監事は定められた員数を選任します。
	燕・西蒲原福祉会	実地	法人	理事会を決議の省略で行っていましたが、理事の同意書の署名を別人が代筆していました。社会福祉法第45条の14第9項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、理事の同意書は代筆せず、本人が署名してください。	理事会の決議の省略について、正しい手続きを行います。また今度は、原則対面による理事会を開催します。
			法人	令和6年6月の理事会及び評議員会を決議の省略で行っていましたが、役員及び評議員全員の同意がないにも関わらず、決議があったものと見なしていました。社会福祉法第45条の9第10項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第194条第1項により、決議の省略を行う際は役員及び評議員全員から同意を得てください。	決議の省略を行う際は役員及び評議員全員から同意を得ます。また今度は、原則対面による評議員会を開催します。
			法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得てください。	監事の選任について、議案を評議員会に提出する前に同意書等により現監事の過半数の同意を得ます。
			法人	理事のうち一名（理事長）の欠格事由に該当しないことの誓約書及び就任承諾書を確認していませんでした。社会福祉法第40条第1項及び第44条第1項に基づき、選任時（重任時も含む）に誓約書及び就任承諾書を徴取して、欠格事由該当の有無、就任の意思を確認してください。	選任時に誓約書及び就任承諾書を徴取して、欠格事由該当の有無、就任の意思を確認します。
			法人	理事長の理事会への職務執行状況の報告がありませんでした。定款第17条第3項に基づき、理事長は毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告してください。	理事長より毎会計年度に4ヶ月を超える感覚で2回以上、事故の職務の執行の状況について理事会に報告します。
			法人	評議員会議事録について、出席した評議員及び理事の記名押印が全員分ではありませんでした。定款第14条第2項の規定に基づき、出席した評議員及び理事が議事録に記名押印してください。	定款変更を行い「出席した評議員及び理事」から「選出された出席評議員2名」とした上で、議事録に記名押印します。
			法人	理事会議事録について、定款第27条第2項の規定に基づき、出席した理事長だけでなく監事も記名押印してください。	今後は、出席した理事長だけでなく監事も記名押印します。
			会計	拠点区分間及びサービス区分間の取引における内部取引については、「社会福祉法人会計基準第11条」及び「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」4に基づき、その取引高を各計算書類内訳表および明細書（資金収支明細書・事業活動明細書）の「内部取引消去」欄で相殺消去してください。また、貸借対照表について、法人全体分に拠点区分間貸付金・借入金とサービス区分間貸付金・借入金が、拠点区分分にサービス区分間貸付金・借入金が計上されていますが、内部取引消去を正しく行い、貸借対照表に計上されないようにしてください。	拠点区分間及びサービス区分間の取引における内部取引について、その取引高を各計算書類内訳表および明細書（資金収支明細書・事業活動明細書）の「内部取引消去」欄で相殺消去します。また、各貸借対照表に拠点区分間・サービス区分間貸付金・借入金が計上されないよう内部取引消去を行います。

令和6年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

調書 番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
3	社会福祉法人	令和6年10月15日	法人	定款に記載の第1条(1)第二種社会福祉事業(ニ)移動支援事業の経営及び第36条(1)福祉有償運送事業について、事業が実施されていませんでした。廃止した場合は、社会福祉法第31条第1項に基づき、定款を変更し、変更登記をしてください。	早急に結論を出し、行なわないという結論が出たら令和7年3月の理事会及び第2回評議員会で定款の改正を行う。
	とよさか福祉会	実地	法人	定款、計算書類、財産目録等において基本財産に記載されている土地の一部について、用途が社会福祉事業の用に供していないものがありました。定款第29条に基づき、基本財産とならなくなる場合は、事前に所轄庁の承認を得て処分し、その他の固定資産として適切に管理してください。	令和7年3月の理事会及び第2回評議員会で基本財産の処分、定款の改正を行う。
			会計	理事会で承認された令和5年度最終補正予算額の内訳と、令和5年度決算の資金収支計算書の予算額内訳が一致しない箇所がありました。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の2(2)に基づき、資金収支計算書の予算欄の金額は、理事会で承認された最終補正予算と一致させてください。	次回以降の予備費の使用、科目間流用の際は、予算総額を確認し、理事会決定後の予算が不一致にならないように処理する。

令和6年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

調書 番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
4	社会福祉法人	令和6年9月26日	法人	令和5年度の資産の総額が登記されていませんでした。組合等登記令第3条第3項に基づき会計年度終了後3か月以内に变更登记をしてください。	理事長が担当者へ注意するとともに速やかに関係法務局へ登記を行うよう指導した。(令和6年10月1日に新潟地方法務局へ資産の総額変更登記を報告済)
	フレンドランド福祉会	実地	法人	評議員会への出席について、令和5年度の評議員会を全て欠席し、令和6年度の定時評議員会も欠席された評議員がいました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該評議員が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも含め検討してください。また、評議員会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	理事長が担当者へ評議員会の日程調整時に連続して欠席する評議員が「いないように調整すること」を指導した。また、令和6年11月26日に該当評議員に対し継続等の意思を確認したところ継続の上、会議には出席する意思のある事を確認した。
			法人	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任は、定款第22条に基づき理事会の議決を経てください。	理事長から担当者に対し、理事長や施設長の選任時は理事会の決議が必要であることを指導した。また、施設長人事は3月の理事会で追認としたい。

令和6年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

調書 番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
5	社会福祉法人	令和6年10月21日	法人	令和4年5月27日開催の理事会議事録を作成していませんでした。また、理事会、評議員会の議事録に記名押印のないもの、訂正されているものがありました。社会福祉法第45条の14第6項および定款第14条、第27条に基づき、議事録を作成し、記名押印をしてください。	議事録作成及び記名押印は、期日を決めて行います。
	新潟しなの福祉会	実地	法人	監事の選任について、議案が評議員会に提出される前に、同意を得ていることを確認できませんでした。社会福祉法第43条第3項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第72条第1項に基づき、議案を評議員会に提出する前に現監事の過半数の同意を得てください。	議事録作成及び記名押印は、期日を決めて行います。
			法人	施設長等の重要な役割を担う職員の選任及び解任は、定款第22条に基づき理事会の決議を経てください。	理事会および評議員会について、改めて行います。
			法人	定款第19条に定める任期の満了前に理事が辞任する際は、その意思を明確にするため、日付を明記した辞任届を徴取してください。	任期満了前に辞任する際はその意思を明確にするため日付の明記を確認します。
			法人	監事の理事会への出席について、令和4年度連続で欠席された監事がいました。社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省通知「指導監査ガイドライン」に基づき、当該監事が名目的、慣例的に選任されていないか再度確認し、実質的に出席がかなわない場合は、選任替えも含め検討してください。また、理事会開催の際は日程の調整等により、出席状況の改善を図ってください。	前回の指摘事項を受け、理事会および評議員会終了時に今後の会議開催予定日を引き続きお知らせし、出席を促します。 当日の体調不良で欠席となった場合、会議録に記載いたします。
			会計	令和5年3月の理事会で承認された当初予算額と、令和5年度の資金収支計算書の予算額が一致していませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2に基づき、資金収支計算書の予算額は、理事会で承認された予算額と一致させてください。	2名以上で確認いたします。
			会計	令和5年度にGHP空調設備の入れ替えに伴う借入れを行いました。予算の補正をすることなく予算にも計上していませんでした。「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」2に基づき、必要な収入および支出について補正予算を編成してください。結果として、決算時に、予算と決算に著しい差異が生じた科目がある場合には、資金収支計算書の備考欄に理由を記載してください。	今後、当初予算に対して大きく差異となる項目が発生した時には速やかに補正の編成を行います また、その理由についても資金収支計算書の備考欄に記載いたします。
			会計	拠点区分間における内部取引について、各計算書類内訳表に内部取引消去の記載がありませんでした。社会福祉法人会計基準第11条に基づき、その取引高を「内部取引消去」欄で相殺消去してください。	今後は、社会福祉法人会計基準第11条に基づき、内部取引消去欄で相殺消去をいたします。

令和6年度 社会福祉法人 指導監査実施結果

調書 番号	指導監査対象	指導監査年月日 監査方法	指摘 対象	指 摘 事 項 等	改 善 結 果
6	社会福祉法人	令和6年9月27日	法人	理事会を連続して欠席した理事・監事がいました。理事・監事の選任にあたっては、社援発第0427第1号(最終改訂:令和4年3月14日)厚生労働省「指導監査ガイドライン」に基づき、実際に法人運営に参加できない者が名目的に選任されたものにならないよう、日程調整を見直す等、理事・監事の欠席が連続しないよう配慮してください。	次年度1年間の理事会開催日程を、毎年度3月の理事会で事前にお知らせし、日程調整をお願いしていますので、今後も行っていきます。
	新潟市社会福祉協議会	実地	法人	理事職務権限規程第7条に、会長の専決事項として「2 重要な資産の取得、管理及び処分に関すること」が規定されていました。社会福祉法第45条の13第4項に基づき、「重要な財産の処分及び譲受け」は理事に委任することができず、理事会決議事項となるため、当該項目を「資産の取得、管理及び処分に関すること(資産の取得、処分は重要なものを除く)」とする等、規程を改定してください。	次回の理事会において条文の改正を行います。